

令和4年度 保育所等入所申込み確認票

④

1. 育児休業中の方は、以下の質問にご回答ください。（育児休業中以外の方は回答不要。）

A 入所を希望し、入所承諾となった場合には入所日翌月の15日まで(3月入所のみ3月31日まで)に復職する。

B 育児休業の延長を希望するため、入所は希望しない。(不承諾希望)

※ Bを選択された場合は「不承諾希望」の取扱いとなり、利用調整の対象外として入所決定をしません。

「不承諾希望」を解除する場合には、入所希望月の前々月末日(土日祝日を除く)までに変更手続きが必要となります。

(ただし、第2回利用調整については、令和4年2月18日(金)に変更を締め切ります。)

2. 出産予定について、以下の質問にご回答ください。

予定有

【予定有の場合】 出 産 予 定 日 : 令和 年 月 日

産前休業開始予定日 : 令和 年 月 日

予定無

育児休業取得予定 : 無 ・ 有 (令和 年 月 日まで)

3. 以下の確認事項について、内容を確認をしたうえで、チェック欄に✓を入れてください。

No.	申込みにあたっての同意事項	チェック
1	次の場合、利用承諾の取消しや保育実施の解除(退所)となるだけでなく、 <u>文書偽造による処罰の対象となる場合があります。</u> ●就労していないにもかかわらず就労している等。 事実と異なる虚偽の記載や申立てをした。 ●重要事項(お子さんの行動・食事・医療面等の発育上で気になる点、その他家庭状況等)について、 故意に申告しなかった。	
2	<u>入所決定後に入所日を遅らせることはできません。</u> 申込時に入所希望日の設定にご注意ください。 また、希望する施設についても、入所決定後に実際に通うことができるか等をよく考慮したうえで、ご選択ください。	
3	育児休業中に入所決定となった場合、 <u>入所日翌月の15日まで(3月入所のみ3月31日まで)に、ならし保育を終えて復職する必要があります。</u> 復職してから2週間以内に、復職証明書を提出してください。復職の確認が取れない場合は、保育実施解除となります。(認証保育園を利用する場合も同様です。)	
4	認可保育所等に入所決定した後、 <u>入所決定を辞退して「認証保育園」の利用を継続する場合は、施設が指定する一般料金での利用となります。</u> 入所決定辞退後に改めて認可保育所等の入所申込みをしても、年度末までは、認証保育料の適用にはなりません。	
5	申込内容に変更が生じた場合(不承諾希望・不承諾希望解除を含む)は、速やかに守谷市役所すくすく保育課まで申し出てください。 <u>変更内容は毎回の申込締切日の翌月の利用調整から反映となります。</u> また、入所後についても、就労状況や家庭状況等に変更が生じた際は、速やかに守谷市役所すくすく保育課にご連絡ください。	
6	市が必要と認めた場合、お子さんの状況を確認するため、 <u>医師の意見書または診断書の提出を求める場合があります。</u> また、市が必要と認めた場合、施設がお子さんを安全に預かれるかについて、 <u>入所決定前に面談を実施したうえで、最終的な入所の可否を決定する場合があります。</u>	
7	保育料が滞納となった場合は、児童手当からの充当、また財産の差し押さえを行うことがあります。	
8	【保育士加点申込者のみ】 児童の入所前に保育施設を退職(または内定辞退)した場合は、 <u>利用承諾が取消しになります。</u> また、児童の入所期間中に保育施設を退職(または内定辞退)した場合は、 <u>退職後3か月以内に同条件の市内施設での就労を開始できない限り、保育実施を解除(退所)いたします。</u>	
9	【育児休業を取得中または取得予定の場合のみ】 この申込みは、認可保育所等の入所を申し込むものです。育児休業や給付金の延長申請をする際に必要な不承諾通知の内容については、ご自身でご確認ください。また、 <u>入所希望のない期間の不承諾通知をさかのぼって交付することはできません。</u> 入所希望日の設定にはご注意ください、締切日に間に合うように入所申込みをしてください。	

以上の内容について確認し、同意しました。

保護者氏名(父)

印

令和 年 月 日

保護者氏名(母)

印